

募集等に係る株券等の顧客への配分に係る基本方針

バークレイズ証券株式会社

1. 当社は、募集若しくは売出し（日本証券業協会自主規制規則「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」第1条に規定する「売出し」をいう。以下同じ。）の取扱い又は売出し（以下「募集等」といいます。）に係る株券等のお客様への配分において、お客様の多様な運用のニーズを的確に捉え、マーケットメカニズムに応じつつ適切かつ多様な商品を提供することを旨として業務を行っております。

2. 株券等の配分を行うに際して、当社はあらかじめお客様の需要動向の把握に努め、適切な募集等の取扱いを行うとともに、公平かつ公正な配分に努めることを基本方針としております。

3. 当社では、日本国内外の金融機関又は上場会社もしくはこれに準ずる法人を中心に業務を営んでいるため、個人のお客様への配分は行っていないことから、抽選による配分は行いません。配分につきましては、お客様のニーズを的確に勘案した上で、適合性、長期保有、ブックビルディングへの適切な需要申告などから考慮します。

4. 配分先は、ブックビルディングに需要申告をなされたお客様又はブックビルディングとは別に配分の申込みをなされたお客様の両者の中から決定いたします。

ただし、お客様から申告又は申込みがなされた数量が、当社の配分予定数量に満たない場合には、申告又は申込みをされていないお客様にも、当社とのお取引の状況等を勘案し勧誘を行った結果、配分を行うことがあります。

ブックビルディングにおいて募集等の総数量を大幅に越えて需要が提示された銘柄（ホットイシュー銘柄）については、可能な限り広い範囲の顧客へ配分することを心がけます。

5. 需要申告の受付期間、受付方法、仮条件等、各案件における具体的なブックビルディングの要領については、各案件の発行会社が作成する有価証券届出書及び目論見書に記載されます。

6. 当社におきましては、顧客の損失を補填し又は利益を追加する目的での株券等の配分を行わない等、証券取引法や自主規制団体の規則を遵守することはもとより、①当社の役員、②当社に対して特定の利便を与えうる等、社会的に不公平感を生じせしめる者、③暴力団員及び暴力団関係者、いわゆる総会屋等社会的公益に反する行為をなす者への配分を行わないこと、④同一顧客への過度な集中配分を行わないこと、更に他の商品の購入を条件に新規公開株の配分を行う等の不正な配分を行わないなど、その配分のあり方について社内規則に明記し遵守に努める所存であります。

なお、需要申告及び配分の申込みがこれらに該当するお客様からのものであることが判明した場合、その申告又は申込みはお受けいたしません。

7. 株券等を配分した先のお客様（個人を除きます。）の一部につき、配分規則に定めるところにより、そのお客様の名称及びそのお客様に配分した株券等の数量の情報を、主幹事証券会社を通じて、株券等の発行会社に提供いたします。

8. 以上のような配分の基本方針に基づき、公正な配分を通じて証券市場の発展に寄与していくことが、当社の使命であると考えております。